

(2018年3月23日講演)

17. 「大中型まき網の漁業許可制度」

株式会社極洋 CSR室長 川本太郎氏

極洋の川本と申します。海外まき網漁業の運航管理に20年以上携わって参りました。その経験を踏まえ、今回大中型まき網の漁業許可制度と海外まき網の位置付けというテーマで説明をさせていただきます。

まず海外まき網漁業の漁業制度上の位置付けについて説明します。資料P1に漁業制度の概要をまとめました。まずわが国の漁業制度として、漁業権漁業、自由漁業、許可漁業という3つの大きなくくりがあります。この中で許可漁業はさらに大臣許可漁業、知事許可漁業に分かれています。大臣許可漁業のひとつとして、大中型まき網漁業があり、これがさらに、「海外まき網漁業」と「近海まき網漁業」に分かれます。ただし、漁業許可上は特に海外まき網、近海まき網という区分はなく、すべて大中型まき網となっています。しかしこの2つの漁業は操業海域がかなり異なるので、通常は分けて考えるのが一般的です。すなわち「海外まき網漁業」は、大中型まき網漁業の中の主として南方海域でかつおまぐろ漁獲する漁業という位置づけになります。

資料P2は、水産庁の漁業許可の許可船名簿を元に作成した大中型まき網漁業の操業区域です。全部で10の海区に分かれています。これだけでは少し分かりにくいので、簡単に図にまとめたのが資料P3です。まず先ほど説明した近海まき網漁業、冒頭の福島漁業様が従事されている漁業も、この近海まき網の一つになります。近海まき網は、操業海域が北部太平洋海区、中部太平洋海区、南部太平洋海区、北部日本海海区、中部日本海海区、西部日本海海区、九州西部海区、東海黄海海区というような細かい海域の区分がなされています。

一方、海外まき網の操業海域は、近海まき網と同じ「北部太平洋海区」、「太平洋中央海区」、そして「インド洋海区」に分けられます。「北部太平洋海区」は基本的に近海まき網の海区と基本的には同じ海域です。「太平洋中央海区」は、海外まき網の主漁場で太平洋の赤道を挟んで北緯10度から南緯10度ぐらいが主な漁場になります。また「インド洋海区」はインド洋全体をカバーしていますが、現在商業的な操業を行っている船はなく、試験操業が定期的に行われている状況です。現在約30隻の海外まき網船が操業していますが、うち約10隻が季節的に北部太平洋海区でも操業しています。

次に、大中型まき網漁業のトン数階層・海区別登録隻数を資料P4にまとめました。まず「近海まき網」は、2018年1月1日現在で69ヶ統が登録されています。1ヶ統は2隻から6隻の漁船で構成されています。近海まき網には、非常に多くの階層があり、厳密ではありませんが、いわゆる19トン型、80トン型、135トン型の4つの階層があります。それ

に対して「海外まき網」は、349 トン型、499 トン型、それから 760 トン型の 3 つの階層に分けられ、1 月 1 日現在で 29 隻が登録されています。(海外まき網は単船式のため 1 ヶ統=1 隻) 両者合わせて合計で 98 ヶ統となります。この様に大中型まき網漁業は、船によって操業できる海区、海域が異なっている上、漁船のトン数も非常に細かく分かれている状況です。

次に資料 P5 は、海外まき網の漁業許可の種類と制限をまとめたものです。海外まき網も他漁業同様インプットコントロール主体の漁業管理になっており、非常に事細かな制限、漁業規制があります。代表的な制限として、前述の通り漁業許可に基づく海区制限となります。

海外まき網船のうち、北部太平洋海区の操業許可を持っている船が、29 隻の内 10 隻ぐらいあります。北部太平洋海区の許可が、さらに 2 つに分かれており、一つは A3 という許可(北部海域の沿岸 12 海里以遠で操業可能)、もう一つは A4 という許可(北部海域の沿岸 200 海里以遠で操業可能)になります。ただし両者ともに、漁業調整上の漁船トン数制限があり、現在北部海域で操業できるのは総トン数 499 トンまでとなっています。一方、太平洋中央海区の漁業許可は K1 と呼ばれています。太平洋中央海区は、その大半が島国の EEZ で占められ、公海は殆どありません。そのため「海外まき網」は島国 EEZ で操業するために、非常に高い入漁料を払う必要があり「近海まき網」に比べると、不利なところも多々あります。

また、太平洋中央海区でのみ操業する船は、制度上求められるトン数補充を行えば総トン数 760 トンまで大型化できる仕組みになっています。しかし後ほど説明するようにさまざまな制限があります。海外まき網の今一番の問題は、国際競争力を高めるための大型化です(資料 P6)。

現状海外まき網船の大半が 349 トン型で、漁業許可上は K1 階層 I という許可になります。これまで 4~5 隻の船が特例措置等で大型化しており、それらの船の許可は K1 の階層 II となります。つまり海外まき網の大型化とは、K1 許可を階層 I から階層 II に引き上げることを意味します。ただし現状の制度では、階層の引き上げには、他の船の漁業許可を買ってそれを充当するという手続きが義務づけられています。具体的には次の 2 つの方法があり、まず一つは、近海まき網の北部太平洋海区の許可(A2)を購入し自分の K1 許可に充当する方法です。通常 K1 階層 I の船の標準的な魚倉容積は約 780 トン、階層 II であれば 1,200 トンとなります。しかし A2 許可を充当しただけでは、「魚倉容積を大きくしてはならない」制限があるため、船体を大型化しても漁獲物積載能力は変わらないので、経営上は大金を出して大きい船を造る意味がありません。

もうひとつの方法として、A2 の代わりにインド洋許可 I を充当して使って階層 II 引き上げる規則があります。しかしインド洋の許可を使って大型化する場合には、その従前の太平洋の漁獲実績を超えてはならないという制限条件があるため、大型化しても漁獲能力の向上を図ることが出来ません。通常階層 I の船の場合は、年間漁獲量 5,000 トン~6,000 に

対して、階層Ⅱの船の場合は7,000～8,000トンになりますが、インド洋許可を使って大型化した場合は、船体は大きくても漁獲能力向上が伴わないため、経営上の意味がない状況が続いていました。

この様な問題に対応するため、昨年の漁業許可の一斉更新で、A2許可若しくはI許可を使って大型化を図る場合、さらに別のK1許可の3分の1を充当すれば、A2の「魚倉容積制限」やIの「漁獲量制限」を外すという制度改正が行われました。

すなわち、現状海まきの許可の大型化は、制度上は可能となっていますが、2重のトン数補充が必要となるため、非常に金のかかる構造になっています。現在、海外まき網船（大型船）の建造費は約30億円と言われ、さらにA2もしくはI許可に加えて、さらにK1の許可の1/3買うことになると、相場にもよるが合計で2億～3億円の追加費用が必要となります。

外国船の場合は、建造船価が日本船より1割ぐらい安く25～26億円で調達できるのに対して、日本の場合は、建造費30億円＋許可購入費2～3億円＝32億円～33億円と非常に割高な船になってしまいます。

日本の海外まき網船が操業している太平洋中央海区は、実は国際漁場で操業しているのは日本船だけではありません、現状日本船の数は約30隻弱ですが、外国船を含めるとその10倍の船がこの海域で操業してかつおまぐろを漁獲して、タイのバンコク、フィリピンジェネラルサントス、アメリカンサモア等に缶詰原料として供給しています。日本の船も同じ海域操業し、同じ魚価で競争しているのに、これだけ初期投資に差があると、漁業経営的に大きな足かせになっています。従って日本も諸外国と同等に競争できるような素地をつくるための規制緩和が求められ、なおかつ適切な資源管理と、マーケットに見合った漁獲量管理が必要と切に感じています。

資料P7は、海外まき網船の漁業許可の一例になります。ここに「(二)」と書いてあるのは漁業許可の階層Ⅱを表しています。従ってこの船の場合は、現状は349トン型ですが、制度上は760トンまで大型化できる許可となります。しかし先ほど申し上げたように、ここに魚倉容積（グレーン）1,285立方メートル以下としなければならないということが許可の裏書きで書いてあるので、魚の積載量で約780トン以上の魚倉を作ることが出来ません。そのため、この許可の場合は大型船を造る意味がないため、大型化していないというのが現状です。これが大型化が進まないひとつの理由となっています。

この様に日本の場合は、漁船のトン数制限、操業区域の制限、魚倉容積の制限、漁獲量の制限、漁具の制限等、多岐にわたる制限が掛けられている。これはインプットコントロール主体の漁業管理の弊害と言えるでしょう。

最後にまとめると、日本の漁業は海まきに限らずインプットコントロール中心の管理が経営効率の改善の阻害要因になっています。具体的には海域の制限、トン数の制限、魚倉容積の水源、漁具の制限、転載の制限。これをアウトプットコントロール、IQやITQに移行すれば、経営効率の改善は期待できると思います。例えばアウトプットコントロール、

要するに漁獲量の船別割り当てを決めることによってあとは全部フリーにしてくれば、非常に自由に効率優先の漁船の設計ができるし、トータルの漁獲量、供給量を縛ることによって魚価も安定化していく。これは先ほどの有菌先生の説明でも明らかだと思います。実際に海外まき網業界では IQ を導入したわけではないが、WCPFC の資源管理のための操業規制により 10% から 20% ぐらい漁獲量が落ちている。しかし魚価はその反対に上がっており、先ほど有菌委員が説明したことと同じことが実は海まき業界にも起きている。このように目先の利益だけではなく、長期的な漁業発展を図るためには、漁獲量を市場規模に見合ったものに抑えることが、資源の持続的利用にもつながるし、漁業経営安定化にもつながるのではないかと考えています。

しかし現状ではいろいろな課題もあり、島国との入漁関係でインプットコントロールがなかなか外せないということもある。具体的には、海外まき網の主漁場である島嶼国 EEZ への入漁形態として、ゾーンベース管理が導入されているため、アウトプットコントロールを導入するためには、日本国内の事情ではなかなか済まず国際的な合意を取り付けが必要となります。しかし現状で、これは非常に困難な状況にあり、こういった課題にも継続的に取り組み、将来的にはアウトプットコントロール中心の漁業管理に移行する必要があると考えています。(資料 P9)。